

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼
第52回東北総合スポーツ大会
宮城県実行委員会設立総会（兼第1回総会）



期 日：令和7年4月22日（火） 13：30～14：30

会 場：宮城県行政庁舎 2階 講堂

目 次

<設立総会>

- 1 準備経過報告 P 2
- 2 議事
 - ① 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会の設立 P 3～P 7
○国民スポーツ大会東北ブロック大会兼東北総合スポーツ大会開催基準要項
 - ② 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会会則（案） P 8～P 11
○宮城県実行委員会会則（案）
 - ③ 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会役員並びに委員（案） P 12～P 14
○宮城県実行委員会役員・委員編成基準（案）
 - ④ 第52回東北総合スポーツ大会実施要項総則（案） P 15～P 22
 - ⑤ 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会業務推進計画（案） P 23～P 25
 - ⑥ 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会収支予算（案） P 26～P 27
 - ⑦ 第52回東北総合スポーツ大会宿泊要項（案） P 28～P 31

<その他>

- ① 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局規程及び組織図 P 32～P 34
- ② 第52回東北総合スポーツ大会役員編成基準 P 14
- ③ 東北総合スポーツ大会傷害見舞金給付基準及び申請書 P 35～P 36
- ④ 大会ポスターについて P 37
- ⑤ その他

<参考資料>

- 準備委員会資料（会則、事務局規程等） P 38～P 39

第52回東北総合スポーツ大会開催準備経過概要

年 月 日	内 容
令和6年	
4月 1日	宮城県準備委員会を設立
5月 9日	東北六県体育関係代表者会議(岩手県)で「会場地・競技会場・日程一覧(案)」を提示
5月 28日	第1回開催市町村・競技団体連絡調整会議を実施
6月 28日	開催市町村及び競技団体へ競技団体別負担金概算額提示
7月 2日	大会公式ポスター図案デザインの募集開始
7月～8月	開催市町村及び会場へ依頼と視察 医師会及び県看護協会に医療救護体制への協力を依頼
8月 17・18日	第51回東北総スポ(秋田県)視察及び関係者との打合せ
8月 23～25日	第51回東北総スポ(秋田県)視察及び関係者並びに秋田県実行委員会との打合せ
9月 26日～ 12月 26日	競技別収支予算書(案)に係る関係競技団体との調整(ヒアリング)
11月 22日	宿泊手配等業務委託予定業者決定
11月 27日	第2回東北体育・スポーツ協会連合会総会参加
11月 28日	選考会を開催し大会公式ポスター図案を決定
12月 26日	県から関係競技団体に競技別実施要項(案)の作成を依頼(令和7年2月17日締切)
令和7年	
1月 22日	東北総合スポーツ大会の今度の在り方を検討するWGに参加
1月 24日	第2回開催市町村・競技団体連絡調整会議 開催市町村競技運営負担金(県負担金)を仮内示
3月 11日	秋田県からの事務引継ぎを実施
4月 2日	第79回国スポ・ブロック大会における参加申し込みシステム変更調査
4月 18日	JSPO 令和7年度ブロック大会幹事県説明会
4月 22日	第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会設立総会(兼第1回総会)

第1号議案

第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会の設立について

大会を開催するために、東北総合スポーツ大会開催基準要項第16により、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会の設立を提案する。

国民スポーツ大会東北ブロック大会兼 東北総合スポーツ大会開催基準要項

1 総 則

国民スポーツ大会東北ブロック大会兼東北総合スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、東北地区のスポーツを振興し、地域住民の体力増強を図るとともに、各県の親善と交流を深め、もって健康で文化的な生活の確立に寄与するものである。

3 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

国民スポーツ大会東北ブロック大会兼東北総合スポーツ大会

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

令和〇年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第〇回東北総合スポーツ大会〇〇競技会

(3) 大会に関する制作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

4 回 数

東北総合体育大会は、昭和49年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算して回数を順次付するものとする。

5 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、東北各県、東北各県体育・スポーツ協会、東北各県教育委員会、東北高等学校体育連盟、東北中学校体育連盟、東北地区競技団体、開催市町村とする。

6 開催の基本方針

(1) 大会は、毎年開催し、東北各県持ち回りとする。

(2) 大会は、本大会、冬季大会に分けて開催する。

(3) 大会は、原則として同一県において開催する。

(4) 大会で実施する競技は、次のとおりとする。

正式競技（37競技）

水泳（水球・アーティスティックスイミング）・ローイング・カヌー・ボウリング・ゴルフ・陸上競技・サッカー・テニス・ホッケー・ボクシング・バレーボール・体操・バスケットボール・レスリング・ウエイトリフティング・ハンドボール・自転車・ソフトテニス・卓球・軟式野球・相撲・馬術・フェンシング・柔道・ソフトボール・バドミントン・弓道・ライフル射撃・剣道・ラグビーフットボール・スポーツクライミング・アーチェリー・空手道・銃剣道・クレ射撃・なぎなた・アイスホッケー

(5) 各競技の運営は、開催県体育（スポーツ）協会、加盟競技団体が主管する。

(6) 開催地県内の市町村会場地の決定に当たっては、できるだけ全県内に配置するよう考慮しなければならない。なお、同一競技を2つ以上の市町村にわたって開催する場合は、できるだけ近接の市町村としなければならない。

7 大会参加者

(1) 大会の参加者は、県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員とする。

(2) 原則として、参加選手団は県を代表するもので、年齢基準、参加資格については国民スポーツ大会開催基準要項に準ずる。

8 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 大会の各競技の参加人員は別に定める。
- (2) 各競技の実施種別は、原則として国民スポーツ大会の種別に準ずる。

9 大会の開催時期、期間及び会期

- (1) 大会の開催の時期は、当該年度の国民スポーツ大会を考慮して決定する。
- (2) 大会の期間は3日以内とする。特別な事情がない限り、所定の期間を延期することはできない。

10 大会開催県の決定

大会開催県の決定は、1年前の春の東北六県体育関係代表者会議において決定する。

11 表彰

- (1) 各競技の競技別総合順位決定方法は別に定める。
- (2) 各競技の男女総合成績第1位に大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各競技の第1位から第3位までにそれぞれ表彰状を授与する。
- (4) 各競技の種別及び種目の第1位から第3位までに賞状を授与する。
- (5) 東北のスポーツ普及、向上に努め、大会開催に功労のあった個人等に対し、特別に表彰することができる。その規程は別に定める。

12 大会標章

大会の標章は、昭和49年に制定されたものとする。



13 大会の式典

- (1) 開会・閉会式は、競技ごとに行うことができる。

14 大会旗の引継ぎ及び保管

- (1) 大会旗は前回大会開催県から開催県に引き継ぎされる。
- (2) 大会旗は大会終了時より次回大会まで当該開催県が保管する。

15 大会役員

大会役員は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 名誉会長 開催県知事
- (2) 会長 開催県体育（スポーツ）協会会長
- (3) 副会長 東北五県体育（スポーツ）協会会長、開催県教育委員会教育長（担当部局長）、開催県体育（スポーツ）協会副会長、開催県高等学校体育連盟会長、開催県中学校体育連盟会長
- (4) 顧問 東北五県知事、東北五県教育委員会教育長（担当部局長）、東北体育（スポーツ）協会連合会顧問、開催県議会議長、開催県教育委員会教育委員、開催市町村長、開催市町村長会会長
- (5) 参与 東北五県体育（スポーツ）協会副会長、東北六県競技団体会長、東北五県高等学校体育連盟会長、東北五県中学校体育連盟会長、開催県教育委員会教育次長（担当部局次長）、会場地実行委員会会長

- (6) 委員長 開催県体育（スポーツ）協会理事長（専務理事等）
- (7) 副委員長 開催県体育主管課長
- (8) 総務委員 東北五県体育主管課長、東北五県体育（スポーツ）協会理事長（専務理事等）、東北六県体育（スポーツ）協会事務局長、東北六県競技団体理事長、東北六県高等学校体育連盟理事長、東北六県中学校体育連盟理事長、開催県体育主管課長補佐
- (9) 委員 開催県実行委員会委員、開催県体育（スポーツ）協会理事

16 開催県実行委員会及び会場地実行委員会

- (1) 開催県及び会場地は、大会運営のためそれぞれ実行委員会を設置することができる。
- (2) 実行委員会の規程は、開催県、会場地で協議して決定する。

17 各競技の実施要項

- (1) 大会実施要項総則は、開催県が作成する。
- (2) 競技別実施要項は、それぞれ東北を統括する競技団体が大会方式に基づき立案し、開催県が作成する。
- (3) 大会実施要項総則及び競技別実施要項に記載する内容は別に定める。

18 参加申込

- (1) 県大会において選抜された者は、各県の競技団体会長（代表者）及び県体育（スポーツ）協会会長（代表者）の連署の上、開催県実行委員会会長宛て申し込むものとする。
- (2) 参加申込書は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行うことを原則とする。
- (3) 参加申込期限は、実施競技団体及び開催県実行委員会が協議して決定する。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、開催県実行委員会が当該競技団体と協議の上、作成する。

19 大会負担金

東北各県は、大会開催費として、負担金（400万円）を開催県実行委員会または開催県に納入する。

20 プログラム

- (1) プログラムは競技別プログラムとする。
- (2) 競技別プログラムに記載する内容は別に定める。
- (3) 競技別プログラムは有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

ア 競技団体	各5部
イ 競技会役員	各1部
ウ 競技役員	各1部
エ 参加選手団	各2部
オ 競技別監督	各1部
カ 参加選手全員	各1部
キ 報道関係者	1社各1部

21 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員の編成は、団長、副団長、総監督、総務で15名以内とし、ほかに役員として顧問5名以内を加えることができる。

22 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、以下でまかなう。

- (1) 各県負担金
- (2) 日本スポーツ協会補助金、交付金
- (3) 参加料（選手・監督・本部役員 各1,000円）
- (4) 寄附金その他の収入

23 宿 舎

- (1) 参加選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催県実行委員会（会場地実行委員会も含む）が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、なるべく実施会場に近い周辺に選定する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (4) 配宿は、開催県実行委員会（会場地実行委員会も含む）が行う。
- (5) 宿泊料金は、開催県実行委員会が決定する。

24 交 通

開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便を図るものとする。

25 傷 害 見 舞 金

傷害見舞金は、開催県実行委員会が大会運営費より拠出し（50万円）充当する。ただし、累積金額の規模により開催県実行委員会は50万円を拠出しないこととすることができる。

附 則

本要項は昭和59年11月15日制定

昭和60年5月16日一部改正

昭和63年11月8日一部改正（主催に東北中学校体育連盟加入）

平成5年5月24日一部改正（大会負担金の改正）

平成7年5月17日一部改正（1人の宿泊に要する広さの改正）

平成7年11月20日一部改正（プログラム記載内容の改正）

平成10年5月19日一部改正（正式競技の改正他）

平成10年11月19日一部改正（正式競技の改正他）

平成19年11月16日一部改正（大会参加章・総合プログラムの廃止、大会負担金の減額等）

平成21年11月13日一部改正（主催、大会役員の改正他）

平成23年11月8日一部改正（総則の改正他）

平成24年11月6日一部改正（プログラム記載内容の改正）

平成25年5月16日一部改正（参加申込記載内容の改正）

平成26年5月15日一部改正（大会の式典、大会旗の引継ぎ及び保管、傷害見舞金、正式競技改正）

平成29年5月10日一部改正（大会の式典、実施要項の改正）

平成30年9月27日一部改正（主催の改正）

令和5年4月23日一部改正（競技名ポートをローイングに改正）

令和6年1月1日一部改正（名称変更の適用）

第2号議案

第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会会則について

本大会の宮城県実行委員会会則について、次のとおり提案する。

第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 県実行委員会の事務所は、宮城県企画部スポーツ振興課内に置く。

（目的）

第3条 県実行委員会は、国民スポーツ大会東北ブロック大会兼東北総合スポーツ大会開催基準要項（昭和59年11月15日制定）に基づき、「令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会」（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 県実行委員会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大会に必要な総合企画・運営に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) その他大会の開催に必要なこと。

（会場地実行委員会）

第5条 会場地市町村は、会場地実行委員会を置くことができる。

2 会場地実行委員会に関する規程は、本会則に準じ、会場地実行委員会が定める。

第2章 組織

（組織）

第6条 県実行委員会は、別表1「第52回宮城県実行委員会役員・委員編成基準（案）」をもって組織する。

2 委員は、会長が委嘱する。

（役員）

第7条 県実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員を選任)

第8条 会長は、公益財団法人宮城県スポーツ協会会長をもって充てる。

2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、県実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(任期)

第10条 委員及び役員の任期は、県実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び役員がその就任時の関係機関及び関係団体の役職を離れたときは、その資格を失い、後任者が残任期間を務めるものとする。

第3章 総会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会運営の基本方針に関すること。

(3) その他、大会の開催に係る重要な事項に関すること。

4 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数のときは議長が決定する。

5 総会に出席できない委員及び役員は、代理人を出席させ、決議を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については出席したものとする。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会を招集するいとまのない緊急の事項については、その議決すべき事項を専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 県実行委員会の事務を処理するため、宮城県企画部スポーツ振興課内に事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第5章 解散

(解散)

第14条 県実行委員会は、第3条の目的が達成されたとき解散する。

第6章 補則

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年4月 日から施行する。

第3号議案

第5 2回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会役員並びに委員について

本大会の宮城県実行委員会役員並びに委員の委嘱について、次のとおり提案する。

第52回東北総合スポーツ大会 宮城県実行委員会・委員構成（案）

	役名	職 名		役名	職 名
1	会 長	(公財)宮城県スポーツ協会会長	36	委 員	宮城県テニス協会理事長
2	副会長	(公財)宮城県スポーツ協会理事長	37	〃	宮城県ホッケー協会理事長
3	〃	宮城県企画部長	38	〃	宮城県ボクシング連盟理事長
4	〃	宮城県教育委員会教育長	39	〃	宮城県バレーボール協会理事長
5	〃	宮城県高等学校体育連盟会長	40	〃	宮城県体操協会理事長
6	〃	宮城県中学校体育連盟会長	41	〃	(一社)宮城県バスケットボール協会専務理事
7	委 員	(公財)宮城県スポーツ協会専務理事	42	〃	宮城県レスリング協会理事長
8	〃	宮城県企画部スポーツ振興課長	43	〃	宮城県ウエイトリフティング協会理事長
9	〃	宮城県教育庁保健体育安全課長	44	〃	宮城県ハンドボール協会理事長
10	〃	仙台市文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課長	45	〃	宮城県自転車競技連盟理事長
11	〃	石巻市市民生活部スポーツ振興課長	46	〃	宮城県ソフトテニス連盟理事長
12	〃	気仙沼市教育委員会生涯学習課長	47	〃	宮城県卓球協会理事長
13	〃	白石市教育委員会教育部生涯学習課長	48	〃	宮城県野球連盟理事長
14	〃	名取市教育委員会教育部文化・スポーツ課長	49	〃	宮城県相撲連盟理事長
15	〃	多賀城市教育委員会事務局生涯学習課長	50	〃	宮城県馬術連盟理事長
16	〃	登米市教育委員会生涯学習課長	51	〃	宮城県フェンシング協会理事長
17	〃	栗原市教育委員会社会教育課長	52	〃	宮城県柔道連盟理事長
18	〃	東松島市教育委員会生涯学習課長	53	〃	宮城県ソフトボール協会理事長
19	〃	大崎市教育委員会生涯学習課長	54	〃	宮城県バドミントン協会理事長
20	〃	村田町教育委員会生涯学習課長	55	〃	宮城県弓道連盟理事長
21	〃	柴田町教育委員会スポーツ振興課長	56	〃	宮城県ライフル射撃協会理事長
22	〃	松島町教育委員会教育課長	57	〃	宮城県剣道連盟理事長
23	〃	利府町企画部スポーツ振興課長	58	〃	宮城県ラグビーフットボール協会理事長
24	〃	大和町教育委員会生涯学習課長	59	〃	宮城県山岳連盟理事長
25	〃	加美町教育委員会生涯学習課長	60	〃	宮城県アーチェリー協会理事長
26	〃	女川町教育委員会教育局長	61	〃	宮城県空手道連盟理事長
27	〃	南三陸町教育委員会事務局長	62	〃	宮城県銃剣道連盟理事長
28	〃	青森県西目屋村教育委員会教育長	63	〃	宮城県クレ射撃協会理事長
29	〃	(一財)宮城県水泳連盟理事長	64	〃	宮城県なぎなた連盟理事長
30	〃	宮城県ボート協会理事長	65	〃	宮城県アイスホッケー連盟理事長
31	〃	宮城県カヌー協会理事長	66	〃	宮城県高等学校体育連盟理事長
32	〃	宮城県ボウリング連盟理事長	67	〃	宮城県中学校体育連盟理事長
33	〃	宮城県ゴルフ連盟理事長	68	監 事	(公財)宮城県スポーツ協会監事
34	〃	(一財)宮城陸上競技協会理事長	69	〃	(公財)宮城県スポーツ協会監事
35	〃	(一社)宮城県サッカー協会専務理事			

第52回東北総合スポーツ大会
宮城県実行委員会役員・委員編成基準（案）

（単位：人）

	県スポーツ協会	県	県教育委員会	開催市町村 (教育委員会)	県競技団体	県中・高体連	計
会 長	会 長 1						1
副会長	理事長 1	企画部長 1	教育長 1			会 長 2	5
委 員	専務理事 1	企画部 スポーツ振興 課長 1	保健体育安全課長 1	担当主管課長 19	競技団体代表者 37	理 事 長 2	61
監 事	監 事 2						2
計	5	2	2	19	37	4	69

- (1) 県外開催競技の開催市町村については、当該委員としない。
(2) 会則に代理人が総会に出席できる規定を設ける。

第4号議案

第5 2回東北総合スポーツ大会実施要項総則について

本大会の実施要項総則について、次のとおり提案する。

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会 兼第52回東北総合スポーツ大会実施要項 総 則（案）

1 開催趣旨

東北地区のスポーツを振興し、地域住民の体力増進を図るとともに、各県の親善と交流を深め、もって健康で文化的な生活の確立に寄与する。

2 主催等

- (1) 主催 公益財団法人日本スポーツ協会 東 北 各 県 東北各県スポーツ協会
東北各県教育委員会 東北高等学校体育連盟 東北中学校体育連盟
東北地区競技団体
仙台市 石巻市 気仙沼市 白石市 名取市
多賀城市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市
村田町 柴田町 松島町 利府町 大和町
加美町 女川町 南三陸町
<青森県> 西目屋村

- (2) 主管 宮 城 県 公益財団法人宮城県スポーツ協会 宮城県教育委員会
宮城県高等学校体育連盟 宮城県中学校体育連盟 開催市町村村
開催市町村教育委員会 開催市町村体育(スポーツ)協会 開催県競技団体
開催市町村競技団体

- (3) 後援 スポーツ庁

3 実施競技種目

下表の国民スポーツ大会正式競技（37競技）を実施する。

No	競技・種目名	No	競技・種目名	No	競技・種目名	No	競技・種目名	
1	水 泳	11	水球	バレーボール	6人制	19	卓 球	
					ビーチバレーボール	20	軟式野球	
2	ローイング	12	体操	体操競技	21	相 撲	33	空手道
3	カヌー			新体操	22	馬 術	34	銃剣道
				スプリント	トランポリン	23	フェンシング	35
4	ボウリング	13	バスケットボール	24	柔 道	36	なぎなた	
5	ゴルフ	14	レスリング	25	ソフトボール	37	アイスホッケー	
6	陸上競技	15	ウエイトリフティング	26	バドミントン			
7	サッカー	16	ハンドボール	27	弓 道			
8	テニス	17	自転車	トラック	28	ライフル射撃		
9	ホッケー			ロード	29	剣 道		
10	ボクシング	18	ソフトテニス	30	ラグビーフットボール			

4 会期・会場地

(1) 主会期 令和7年8月22日(金)から24日(日)までの3日間

(2) 主会期外 次の競技種目の開催期日は下表のとおりである。 ※No.は競技番号順

No.	競技種目		開催期日
1	水泳	水球	8月2日(土)～8月3日(日)
		アーティスティックスイミング	7月20日(日)
2	ローイング		7月11日(金)～7月13日(日)
3	カヌー	スラロームワイルドウォーター	6月21日(土)
		スプリント	7月11日(金)～7月12日(土)
4	ボウリング		7月11日(金)～7月13日(日)
5	ゴルフ		6月17日(火)～6月18日(水)
7	サッカー		8月7日(木)～8月10日(日)
8	テニス		8月2日(土)～8月3日(日)
11	バレーボール	ビーチバレー	7月11日(金)～7月13日(日)
12	体操	体操競技	7月12日(土)～7月13日(日)
		新体操	7月11日(金)～7月12日(土)
		トランポリン	7月13日(日)
14	レスリング		8月30日(土)～8月31日(日)
19	卓球		8月29日(金)～8月31日(日)
21	相撲		8月30日(土)～8月31日(日)
22	馬術		7月12日(土)～7月13日(日)
26	バドミントン		8月28日(木)～8月29日(金)
28	ライフル射撃		8月15日(金)～8月17日(日)
31	スポーツクライミング		7月11日(金)～7月13日(日)
36	なぎなた		8月30日(土)～8月31日(日)
37	アイスホッケー	少年男子	12月6日(土)～12月7日(日)
		成年男子	12月13日(土)～12月14日(日)

(3) 会場地

仙台市	石巻市	気仙沼市	白石市	名取市
多賀城市	登米市	栗原市	東松島市	大崎市
村田町	柴田町	松島町	利府町	大和町
加美町	女川町	南三陸町		
<青森県>	西目屋村			

5 競技方法

競技別実施要項による。

6 参加資格

第79回国民スポーツ大会実施要項総則の5に示された参加資格とする。

7 表彰

- (1) 各競技の競技別総合順位決定方法は、競技別実施要項による。
- (2) 各競技の男女総合成績第1位に大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各競技の男女総合成績第1位から第3位までにそれぞれ表彰状を授与する。
- (4) 各競技の種別及び種目の第1位から第3位までに賞状を授与する。
- (5) 表彰式については、各競技において行うものとする。

8 参加申込方法

- (1) 各県の体育・スポーツ協会会長及び競技団体会長は、連署の上、各県において選抜された者並びにチームを、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会（以下「宮城県実行委員会」という）会長宛にて申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた申込締切日までに「国民スポーツ大会参加申込システム（別に定める添付書類を含む。以下同じ）」により行うものとする。
- (3) 参加申込締切日
 - ①主会期に開催する競技は、**令和7年7月24日（木）午後5時まで**とする。
 - ②主会期以外に開催する競技は、下記の期日の午後5時までとする。 ※Noは競技番号

No.	競技種目		開催期日	申込締切日
1	水 泳	水 球	8月 2日（土）～ 8月 3日（日）	7月 3日（木）
		アーティスティックスイミング	7月19日（土）～ 7月20日（日）	6月20日（金）
2	ローイング		7月11日（金）～ 7月13日（日）	6月24日（金）
3	カヌー	スラロームワイルドウォーター	6月21日（土）	5月23日（金）
		スプリント	7月11日（金）～ 7月12日（土）	6月23日（月）
4	ボウリング		7月11日（金）～ 7月13日（日）	6月13日（金）
5	ゴルフ		6月17日（火）～ 6月18日（水）	5月16日（金）
7	サッカー		8月 7日（木）～ 8月10日（日）	7月11日（金）
8	テニス		8月 2日（土）～ 8月 3日（日）	7月 9日（水）
11	バレーボール	ビーチバレー	7月11日（金）～ 7月13日（日）	6月24日（火）
12	体 操	体操競技	7月12日（土）～ 7月13日（日）	6月13日（金）
		新体操	7月11日（金）～ 7月12日（土）	6月12日（木）
		トランポリン	7月13日（日）	6月13日（金）
14	レスリング		8月30日（土）～ 8月31日（日）	7月31日（木）
19	卓 球		8月29日（金）～ 8月31日（日）	7月31日（木）
21	相 撲		8月30日（土）～ 8月31日（日）	7月31日（木）
22	馬 術		7月12日（土）～ 7月13日（日）	6月13日（金）
26	バドミントン		8月28日（木）～ 8月29日（金）	7月29日（火）
28	ライフル射撃		8月15日（金）～ 8月17日（日）	7月17日（木）
31	スポーツクライミング		7月11日（金）～ 7月13日（日）	6月13日（金）
36	なぎなた		8月30日（土）～ 8月31日（日）	7月31日（木）
37	アイスホッケー	少年男子	12月 6日（土）～12月 7日（日）	11月14日（金）
		成年男子	12月13日（土）～12月14日（日）	11月14日（金）

- (4) 各県体育（スポーツ）協会は「国民スポーツ大会参加申込システム」による参加申込手続きと併せて、宮城県実行委員会が定める下記様式の書類を作成の上、期限までに提出するものとする。なお、アイスホッケーに関しては、別の書類により処理するため、この提出書類に含めない。

①提出書類 ア) 完了報告書 イ) 派遣人員総括一覧表
 ウ) 参加料確認書 エ) 添付書類（必要がある場合）

②提出期限 令和7年7月31日（木）午後5時まで

③提出先 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局

TEL：022-211-3178

e-mail miyagitousupo52@pref.miyagi.lg.jp（※メールにより提出すること）

- (5) 参加申込締切後の選手交代（変更）は、原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合は、別添の「参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項」により対応するものとする。

9 参加料

- (1) 本大会に参加する各県選手団の参加料は、選手・監督・本部役員一人1,000円とする。
なお、参加申込後の参加料の返金は原則としてしない。
- (2) 参加料は、宮城県実行委員会が別に示す方法により、各県体育・スポーツ協会が納入するものとする。

10 宿泊・昼食弁当申込方法

各県の体育・スポーツ協会及び競技団体は、宮城県実行委員会が別に定める方法により、前記8の申込締切日と同日までに申し込むものとする。

11 宿泊料金等

- (1) 宿泊料金

本部役員・監督・選手（1泊2食付）	<u>S 17,000円</u> （消費税、入湯税含む）
	<u>A 14,000円</u> （ " ）
	<u>B 10,000円</u> （ " ）

- (2) 昼食弁当代

本部役員・監督・選手	<u>A 1,200円</u> （消費税含む、飲料代含む）
	<u>B 1,000円</u> （消費税含む、飲料代含む）

12 各県本部役員

各県本部役員を編成する場合は、団長・副団長・総監督・総務で15名以内とし、他に役員として、顧問5名を加えることができる。

13 参加上の注意

- (1) 各県選手団は、競技に際し、必ず県名標識をつけなければならない。
- (2) 参加選手の健康診断は、各県の責任において全選手に実施するものとする。
- (3) 大会参加選手に傷害事故が発生した場合は、別に定める給付基準により見舞金を給付する。

14 個人情報および肖像権に関わる取り扱い

参加申込等を通じて取得する個人情報および肖像権の取り扱いに関しては、別に定める要領により対応するものとする。

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会
開催市町村・競技日程・競技会場一覧（案）

令和7年4月14日現在

主会期：令和7年8月22日（金）～24日（日）	競技順
-------------------------	-----

競技種 No	競技種目名		開催 市町村	競技日程				国体 地区 予選	参加 見込 人数	競技会場
				21日	22日	23日	24日			
				木	金	土	日			
1	水泳	水球	柴田町			8/2◎	8/3○	☆	144	ヒルズ県南総合プール
		アーティスティック	利府町				7/20◎		18	セントラルスポーツ宮城G 2 1 プール
2	ローイング		登米市		7/11△	7/12○	7/13○	☆	252	アイエス総合ボートランド
3	カヌー	スラ・ワイ	西目屋村			6/21○		☆	42	青森県 目屋溪谷岩木川カヌー競技場
		スプリント	加美町		7/11△	7/12○			108	鳴瀬川カヌーレーシング競技場
4	ボウリング		仙台市		7/11△	7/12○	7/13○	☆	96	ボウルグルーバーズ（バガロポリス仙台南内）
5	ゴルフ		利府町		6/17△（火）	6/18○（水）		☆	24	利府ゴルフ倶楽部
6	陸上競技		利府町			◎	○		612	キューアンドエースタジアムみやぎ
7	サッカー		松島町	8/7△	8/8○	8/9○	8/10○	☆	294	松島フットボールセンター
		利府町	松島総合運動公園							
8	テニス		仙台市			8/2◎	8/3○	☆	36	仙台市泉総合運動場泉庭球場
										仙台市屋内グラウンド（シェルコムせんだい）
9	ホッケー		栗原市	△	○	○	○	☆	456	栗原市築館多目的競技場 栗原市一迫多目的広場
10	ボクシング		仙台市		◎	○	○	☆	90	仙台市新田東総合運動場（元気フィールド仙台）宮城野体育館・障がい者アリーナ
11	バレーボール	6人制	利府町		△	○	○	☆	312	セキスイハイムスーパーアリーナ
		ビーチバレー	東松島市		△7/11	7/12○	7/13○			36
12	体操	体操競技	利府町			7/12◎	7/13○	☆	144	セキスイハイムスーパーアリーナ
		新体操			7/11◎	7/12○	72			
		トランポリン					7/13◎			
13	バスケットボール		白石市			○	○	☆	306	白石市文化体育活動センター（ホワイトキューブ）
14	レスリング		仙台市			8/30◎	8/31○		126	東北学院大学泉キャンパス体育館
15	ウエイトリフティング		名取市			◎	○	☆	120	宮城県農業高等学校
16	ハンドボール		仙台市	△	○	○	○	☆	312	仙台市新田東総合運動場元気フィールド仙台宮城野体育館・メインアリーナ 本山製作所青葉アリーナ
17	自転車	ロード	大和町				○		138	大和町吉田周辺コース
		トラック			◎	○	宮城県自転車競技場			
18	ソフトテニス		仙台市		△	○	○	☆	144	仙台市泉総合運動場泉庭球場 仙台市屋内グラウンド（シェルコムせんだい）
19	卓球		気仙沼市		8/29◎	8/30○	8/31○	☆	120	気仙沼市総合体育館（ケー・ウェーブ）
20	軟式野球		南三陸町			◎	○	☆	96	平成の森野球場（しおかぜ球場）
			女川町							女川町総合運動場野球場
21	相撲		栗原市			8/30◎	8/31○		60	栗原市相撲場
22	馬術		仙台市			7/12◎	7/13○	☆	126	仙台市海岸公園馬術場
23	フェンシング		気仙沼市		△	○	○	☆	84	気仙沼市総合体育館（ケー・ウェーブ）
24	柔道		女川町			◎	○	☆	108	女川町総合運動場総合体育館
25	ソフトボール		仙台市		△	○	○	☆	330	仙台市海岸公園野球場
26	バドミントン		仙台市	8/28△	8/29○			☆	96	仙台市新田東総合運動場元気フィールド仙台宮城野体育館
27	弓道		仙台市			◎	○	☆	96	宮城県第二総合運動場（弓道場）
28	ライフル射撃		石巻市		8/15△	8/16○	8/17○	☆	84	宮城県ライフル射撃場
29	剣道		大崎市			◎		☆	120	大崎市古川総合体育館
30	ラグビーフットボール		石巻市	△	○	○	○	☆	276	セイホクパーク石巻
31	スノーックライミング	ボルダダー	仙台市		7/11△	7/12○		☆	72	仙台市新田東総合運動場元気フィールド仙台
		リード			7/11△		7/13○			宮城県第二総合運動場
32	アーチェリー		登米市			◎	○	☆	84	東和総合運動公園
33	空手道		名取市			◎	○	☆	96	名取市民体育館
34	銃剣道		多賀城市				◎	☆	42	多賀城市総合体育館
35	クレー射撃		村田町				◎		36	宮城県クレー射撃場
36	なぎなた		仙台市			8/30◎	8/31○	☆	42	宮城県第二総合運動場（武道館）
37	アイスホッケー	少年男子	大和町			12/6◎	12/7○	☆	204	ベルサンピアみやぎ泉
		成年男子				12/13◎	12/14○			

凡例 △印：競技別開会式 ◎印：競技別開会式後競技実施 ○印：競技日 ☆印：国スポ地区予選を兼ねて実施

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会 個人情報及び肖像権取扱要領（案）

この要領は、令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会実施要項総則14の規定に基づき、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、会場地実行委員会、会場地自治体、競技別実行委員及び競技団体（以下「東北総合スポーツ大会関係機関・団体」という。）が、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、東北総合スポーツ大会関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

(2) 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

ア 競技別プログラムへの掲載

イ 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

ウ 競技会場内外の掲示板等への掲載

エ 大会関連ホームページへの掲載

(3) 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記(2)で定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

ア 県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

イ 東北総合スポーツ大会関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

ウ 東北総合スポーツ大会関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

エ 次回以降の大会プログラムへの掲載

【新記録や総合成績、優勝者及び上位入賞結果（記録）等】

2 肖像権に関する取り扱い

(1) 写真

東北総合スポーツ大会関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 写真（写真撮影企業等）

東北総合スポーツ大会関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、主管する開催県競技団体を中心に対応する。

(3) 映像

東北総合スポーツ大会関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、主管する開催県競技団体を中心に対応する。

3 対応

(1) 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記1及び2の取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技における取り扱いに伴い、別途、主管する開催県競技団体が本要領の他に個別に承諾を確認することがある。

(2) 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、東北総合スポーツ大会関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

第5号議案

第5 2回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会業務推進計画について

本大会の円滑適正な運営等に努めるため、業務推進計画を次のとおり提案する。

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会
業務推進計画（案）

年月	総務	競技・記録	医療・衛生
令和7年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県実行委員会設立総会通知 ・ 市町村・競技団体等連絡会議通知 ・ JSP0ブロック大会説明会（4/18） ・ 県実行委員会設立総会（第1回総会）開催（4/22） ・ 県実行委員会事務局開設 ・ 表彰状・賞状用紙印刷発注、配付 ・ 次期開催県運営費交付 ・ 大会HP制作及び更新業務委託契約、HP開設 ・ 競技団体負担金内示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会実施要項作成 ・ 競技別実施要項精査 ・ 競技記録収集速報要項作成 ・ 参加申込添付書類作成依頼 ・ 競技別プログラム作成依頼 ・ 各競技団体記録責任者調査 ・ 取材規制調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護・衛生実施要項作成 ・ 傷害見舞金給付基準、給付申請書準備
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東北六県体育関係代表者会議（5/8 青森） ・ 東北各県体育（スポーツ）協会に対する大会役員調査 ・ JSP0助成金交付申請 ・ 東北各県に対する大会共催負担金の納入依頼 ・ 参加申込・宿泊申込受理（主会期外） ・ 負担金交付予定（主会期外6月実施競技） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録本部設置準備 （本部設置、要領、送受信系統等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に救急協力病院、夜間協力病院調査
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場地実行委員会等へ競技運営負担金交付決定 ・ 参加申込・宿泊申込受理（主会期外 6月） ・ ゴルフ 6/17・18 ・ カヌー（SL/WW）6/21 ・ 負担金交付予定（主会期外7月実施競技） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主会期外（6月）競技プログラム受理 ・ 競技記録の収集・速報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力病院一覧表作成
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東北各県へ競技別プログラム送付 ・ 参加申込・宿泊申込受理（主会期外 7月） ・ カヌー（S）7/11・12 ・ ボウリング 7/11～13 ・ バレーボール（ビーチバレーボール）7/11～13 ・ 体操 7/11～13 ・ 馬術 7/12・13 ・ スポーツライミング 7/11～13 ・ 水泳（アーティスティック）7/19・20 ・ ローイング 7/11～13 ・ 参加申込・宿泊申込受理（主会期） ・ 負担金交付予定（主会期を含む8月実施競技） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主会期外（7月）競技プログラム受理 ・ 競技記録の収集・速報 ・ 主会期競技プログラム受理 	

年月	総務	競技・記録	医療・衛生
令和7年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳(水球)8/2・3 ・テニス 8/2・3 ・サッカー8/7～10 ・ライフル射撃 8/15～17 ・レスリング 8/30・31 ・卓球 8/29～31 ・相撲 8/30・31 ・なぎなた 8/30・31 <p>☆ 主会期競技 8/22～24</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記録本部設置 ・競技記録の収集・速報 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・競技運営負担金実績報告受理・審査(アイスホッケー以外) ・東北各県、関係機関等へ礼状送付 ・大会開催のお礼訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技記録の収集・速報 ・報告書作成開始(成績整理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害見舞金給付申請受理、審査、給付(～1月)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスホッケー競技実施打合せ 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・東北各県へ競技別プログラム送付 ・会場地実行委員会(アイスホッケー)へ競技運営費負担金交付決定 ・負担金交付予定(アイスホッケー) ・JSP0助成金事業実施報告(アイスホッケー以外) 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスホッケー (少年) 12/6・7 (成年) 12/13・14 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技記録の収集・速報 	
令和8年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書印刷発注 ・競技運営負担金実績報告受理・審査(アイスホッケー) 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の在り方を検討するワーキンググループ ・JSP0助成金事業実施報告(アイスホッケー) 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・県実行委員会解散総会(事業報告) ・東北各県等へ報告書送付 ・次回開催県(福島県)へ事務引継ぎ ・次回開催県(福島県)へ負担金交付 		

第6号議案

第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会収支予算について

本大会の宮城県実行委員会収支予算を次のとおり提案する。

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会 収支予算書

収入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	摘 要
1 助成金	5,450,000	
日本スポーツ協会助成金	5,450,000	公益財団法人日本スポーツ協会より
2 負担金	24,000,000	
各県負担金	24,000,000	4,000,000円×6県（東北6県負担金）
3 交付金	550,000	
ミズノスポーツ振興財団交付金	550,000	公益財団法人ミズノスポーツ振興財団より
4 参加料	6,000,000	
参加料	6,000,000	選手・監督・本部役員1人につき1,000円×6,000名
5 雑収入	5,550,000	
雑収入	5,550,000	協賛金（宿泊手配等業務担当者、県内企業3社）、県準備委員会繰越金
合 計	41,550,000	

支出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	摘 要
1 実行委員会費	28,000	
使用料及び賃借料	28,000	
2 大会開催費	1,532,000	
旅費	325,000	日スポ協国スポブロック大会開催県説明会、次期開催県引き継ぎ等
需用費	760,000	賞状作成、大会ポスター作成、報告書作成、一般事務用品購入代等
役務費	250,000	通信運搬費、クリーニング代
委託料	187,000	ホームページ制作・保守管理料
使用料及び賃借料	10,000	ワーキンググループ会場使用料、有料道路使用料
3 競技運営費	39,390,000	
負担金補助及び交付金	39,390,000	開催市町村競技運営負担金【19市町村（うち県外1市町村）37競技】
4 次期開催県運営費	600,000	
負担金補助及び交付金	600,000	次期大会開催県（福島県）へ
合 計	41,550,000	

第7号議案

第52回東北総合スポーツ大会宿泊要項について

本大会の宿泊要項について、次のとおり提案する。

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会 宿泊要項（案）

1 総則

- (1) この要項の適用対象は、令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）とする。
- (2) 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局（以下「県事務局」という。）は、この要項を競技団体及び開催市町村又は会場地実行委員会に示すとともに、相互の連絡にあたる。
- (3) 県事務局は、宿泊手配等業務担当業者（以下「担当業者」という。）と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定や割当等の業務にあたる。
- (4) 宿舎に関する紛議が生じた場合は、県事務局と担当業者が調整斡旋にあたる。

2 宿泊割当の基本方針

- (1) 選手、監督及び役員の宿泊は、原則として開催市町村内に定めるものとする。
- (2) 大会参加者の宿泊割当にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - ① 宿泊は、営業宿泊施設をもって充てるものとする。
 - ② 各県ごと同一宿舎に割当たるよう配慮するが、会場地によっては競技種目・種別毎に分けることもある。
 - ③ 一人当りの宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
 - ④ 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。また、宿泊料金の設定についても変更は認めない。

3 宿泊について

- (1) 宿泊料金及び適用期間は次のとおりとする。

① 宿泊料金

監督・選手	S	宿泊料金	17,000円	（1泊2食付、消費税・入湯税含む）
及び上記以外の 大会関係者	A	宿泊料金	14,000円	（1泊2食付、消費税・入湯税含む）
	B	宿泊料金	10,000円	（1泊2食付、消費税・入湯税含む）

② 適用期間

宿泊料金の適用期間は、大会期間の3日前から終了後2日までの期間とする。ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮する。

- (2) 宿舎での食事の時間

宿舎での食事の時間は、原則として次のとおりとし、競技開始時間の都合等で時間外に食事を希望する場合は、宿舎と個別に折衝するものとする。

○朝食：午前6時00分から午前8時まで ○夕食：午後5時から午後9時まで

(3) 宿舎における欠食控除及び追加食事料金については次のとおりとする。

- ① 欠食の取扱いは、前日の正午までに申し出た場合に限り、下表の料金を控除する。
- ② 食事の追加の取扱いは、下表の料金で当該宿舎に申し込むものとする（欠食及び追加食事料金表）。

区 分		朝 食	夕 食	備 考
選手・監督	S	1,000円	1,500円	金額はいずれも消費税を含む
	A	1,000円	1,500円	
	B	1,000円	1,500円	

③ 宿舎のサービスにより提供される食事については、欠食控除の対象としない。

(4) 休憩料金

早期到着及び遅発等で休憩として部屋を使用する場合は、宿舎との個別折衝による。

(5) 宿泊料金の支払方法等

- ① 各競技開始前の指定された期日までに、申込時点の内容から算出された金額を、担当業者が発行する請求書により、指定する口座に振り込むものとする。
- ② 各競技会終了後、実績に基づき担当業者が作成・発行する精算書により精算する。

(6) 入宿前に大会参加者が宿泊を取消す場合の取消料は、下表のとおりとする。

また、取消しにあたっては各県宿泊申込責任者が直接当該宿舎及び担当業者へ速やかに連絡するものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊予定日が8月22日の場合	宿泊取消料金
宿泊予定日の6日前まで	～8月16日	徴 収 し な い
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日の2日前まで	8月17日～8月20日	宿泊料金の 20%
宿泊予定日の前日まで	8月21日	宿泊料金の 40%
宿泊予定当日	8月22日	宿泊料金の 50%
旅行開始後または 無連絡不参加	8月22日～	宿泊料金の100%

※ 主会期外開催競技・種目についても同様の扱いとする。

※ 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の取消し料金とする。

(7) 入宿後、選手・監督が競技の都合により宿泊を取消す場合の取消料は下表のとおりとする。

また、取消しにあたっては、宿泊責任者が当該宿舎へ速やかに連絡するものとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消し料金
宿泊日当日の正午（12時）まで	旅行代金の50%
宿泊日当日の正午（12時）以降	旅行代金の100%
2泊目以降の宿泊を取り消す場合	（6）の取消規定に準ずる

※ 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の取消し料金とする。

(8) 宿泊申込については、担当業者の募集型企画旅行とする。

詳細については、担当業者の募集要項で確認するものとする。

4 昼食弁当について

(1) 昼食弁当代金及び適用期間は次のとおりとする。

① 昼食弁当代金

大会参加者	A	昼食弁当 <u>1,200円</u> (消費税、飲料代含む)
	B	昼食弁当 <u>1,000円</u> (消費税、飲料代含む)

② 適用期間

昼食弁当代金の適用期間は、大会期間の3日前から終了後2日までの期間とする。ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮する。

(2) 昼食弁当代金の支払方法等

① 各競技開始前の指定された期日までに、申込時点の内容から算出された金額を、担当業者が発行する請求書により、指定する口座に振り込むものとする。

② 各競技会終了後、実績に基づき担当業者が作成・発行する精算書により精算する。

(3) 大会参加者が、申込後に昼食弁当を取消す場合の取消料は、下表のとおりとする。

また、取消しにあたっては各県申込責任者が直接担当業者へ速やかに連絡するものとする。

昼食弁当取消しの申出区分	昼食弁当取消し料金
利用日の前々日の正午(12時)まで	徴収しない
利用日の前々日の正午(12時)以降	昼食弁当代金の100%

(4) 昼食弁当の追加

昼食弁当の追加は、弁当利用前々日の正午まで、担当業者へ申し込むものとする。

(5) 昼食弁当の配達

昼食弁当は、あらかじめ指定した時間までに各競技会場へ配達することを原則とする。ただし、諸般の事情により配達できない場合、担当業者は各県の監督と十分協議の上、競技に支障のないように配慮する。

5 宿泊及び昼食弁当の申込みについて

(1) 宿泊及び昼食弁当の申込みは次のとおりとする。

① 各県のスポーツ協会及び競技団体は、担当業者が別に示す申込システムを利用し、必要事項を入力の上、申し込むものとする。

② 各県本部役員宿泊については、申込システムを利用することとする。

(2) 申込期限

① 主会期競技 令和7年7月24日(木) 【必着】

② 主会期外競技

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会実施要項総則第8項の(3)②で定める申込締切日と同日

6 その他

宿舍の門限や入浴時間は、各宿舍で定める時間に従うものとする。ただし、競技の都合等により当該時間を変更したいときは、宿舍と個別に折衝するものとする。

附 則

この要項は、令和7年4月 日から施行する。

第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会会則第13条の規定に基づき、事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 事務局は、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会に関する事務を行う。

（事務局の構成）

第3条 事務局に次の表の左欄に掲げる職員を置き、右欄の所属の者をもって充てる。

職 員	所 属
事務局長	宮城県企画部スポーツ振興課長
事務局次長	宮城県企画部スポーツ振興課 課長補佐（スポーツ振興担当） （公益財団法人）宮城県スポーツ協会 スポーツ推進部長
事務局員	宮城県企画部スポーツ振興課 職員

2 前項の職員については、会長が委嘱する。

（係の設置）

第4条 事務局に次の係を置く。

総務係、競技・記録係、宿泊係、医事・衛生係

2 前項の各係の分掌事務は、次のとおりとする。

（1） 総務係

- ① 総合準備計画に関すること。
- ② 東北各県、その他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- ③ 開催市町村との連絡調整に関すること。
- ④ 宿泊手配等業務委託業者との連絡調整に関すること。
- ⑤ 表彰、賞状に関すること。
- ⑥ 委嘱状に関すること。
- ⑦ 予算の編成、執行、決算に関すること。
- ⑧ ポスター等、大会広報に関すること。
- ⑨ 大会報告書の作成に関すること。
- ⑩ 各係との連絡調整に関すること。
- ⑪ その他ほかの係に属さないこと。

（2） 競技・記録係

- ① 競技実施計画の策定と運営に関すること。
- ② 競技実施要項に関すること。
- ③ 参加申込み、競技日程、組合せ等に関すること。

- ④ 大会役員、競技役員、補助役員に関する事。
- ⑤ 競技別プログラムに関する事。
- ⑥ 記録本部に関する事。
- ⑦ 競技記録の収集と速報に関する事。
- ⑧ 競技別総合順位に関する事。
- ⑨ 報道機関との連絡調整に関する事。
- ⑩ その他競技・記録に関する事。

(3) 宿泊係

- ① 宿泊の総合計画に関する事。
- ② 宿泊要項に関する事。
- ③ 宿泊申込書及び受付に関する事。
- ④ 宿泊手配等業務担当業者との連絡調整に関する事。
- ⑤ その他宿泊に関する事。

(4) 医事・衛生係

- ① 医事・衛生の総合計画に関する事。
- ② 食品衛生・環境衛生に関する事。
- ③ 救急医療に関する事。
- ④ その他医事・衛生に関する事。

(職務)

- 第5条 事務局長は、会長の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を総括する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

(補則)

- 第6条 その他事務局に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年4月 日から施行し、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会の解散をもって廃止する。

(案)

第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局等組織図

【主 催】

公益財団法人日本スポーツ協会 東北各県 東北各県スポーツ協会 東北各県教育委員会
東北高等学校体育連盟 東北中学校体育連盟 東北地区競技団体 開催市町村

【主 管】

宮城県 公益財団法人宮城県スポーツ協会 宮城県教育委員会 宮城県高等学校体育連盟
宮城県中学校体育連盟 開催市町村 開催市町村教育委員会 開催市町村体育(スポーツ)協会
開催県競技団体 開催市町村競技団体

【運営組織】

第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会

宮城県 公益財団法人宮城県スポーツ協会 宮城県教育委員会
開催競技団体 開催市町村 宮城県高等学校体育連盟
宮城県中学校体育連盟

【競技運営】

実行委員会
又は主管競技団体

《県実行委員会事務局》

事 務 局 長

宮城県企画部スポーツ振興課長

事 務 局 次 長

宮城県企画部スポーツ振興課課長補佐(スポーツ振興担当)

公益財団法人宮城県スポーツ協会 スポーツ推進部長

事 務 局 員

宮城県企画部スポーツ振興課 職員

総 務 係

競技・記録係

宿泊係

医事・衛生係

事務局員

事務局員

事務局員

事務局員

東北総合スポーツ大会傷害見舞金給付基準

(目 的)

第1条 この基準は、東北総合スポーツ大会における参加者の負傷・疾病または死亡（以下「傷害」という）に際して、必要な見舞金の給付を行い、大会の円滑な運営に資するため定めるものとする。

(給付の種類)

第2条 前条の給付の種類は、医療見舞金・疾病見舞金及び死亡見舞金（以下「傷害見舞金」という）とする。

(給付の基準)

第3条 第2条に掲げる傷害見舞金は、その傷害が東北総合スポーツ大会の管理下において発生し、医療費用額が3,000円以上のものを対象とし、次の各号に掲げる区分に応じ支給するものとする。

(1) 傷害見舞金については、健康保険法による療養に要する費用の額につき本人負担にかかる額とし、最高額150,000円の範囲で給付する。

(2) 死亡見舞金については、300,000円とする。

2 東北総合スポーツ大会の管理下とは、次に掲げる場合とする。東北総合スポーツ大会の開催期間（前日の練習日を含む）において、練習、競技中及び準備等にかかる場合をいう。

(給付の申請)

第4条 傷害見舞金給付にかかる申請は、別に定める様式により、医師の診断書を添えて、当該者の属する県体育・スポーツ協会会長が事故発生1か月以内に、開催県大会会長あて提出するものとする。

(審査及び事務処理)

第5条 傷害見舞金給付の審査及び事務処理は、開催県実行委員会事務局があたるものとする。

2 傷害見舞金給付の対象期間は、事故の日からその日を含めて原則60日以内とする。

(見舞金の給付)

第6条 第3条の基準による見舞金の給付は、当該傷害見舞金給付申請書の内容を審査し、その見舞金額を決定のうえ支給するものとする。

2 前項の基準により支給額を決定したときは、当該県体育・スポーツ協会会長を通じて、当該者に支給するものとする。

3 前項の当該者とは、負傷者が成人の場合は本人または遺族、未成年の場合はその保護者またはこれに準ずる親権者とする。

(財 産)

第7条 見舞金給付にかかる財源は、開催県実行委員会が50万円を拠出しこれに当て、順次累積するものとする。

ただし、累積金額の規模により開催県実行委員会は50万円を拠出しないこととすることができる。

(報 告)

第8条 傷害見舞金の給付実績及び決算報告は、「東北総合スポーツ大会報告書」をもってこれにあてる。

(そ の 他)

第9条 本基準外の重要と認める事項については、東北六県体育関係者会議において決定する。

附 則

この基準は、昭和49年第1回総合体育大会から適用する。

昭和50年 9月13日一部改正

昭和53年 8月28日一部改正

平成 3年 6月 4日一部改正

平成 9年 5月19日一部改正

平成26年 5月15日一部改正

平成30年 5月10日一部改正

令和6年 4月25日一部改正（大会名称の変更）

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会

傷害見舞金給付申請書

第52回東北総合スポーツ大会
宮城県実行委員会長 殿

_____ 県スポーツ協会会長 (印)

下記の内容が事実と相違ないことを確認し、医師の診断書及び領収書を添えて見舞金を請求します。

傷害事故者	ふりがな 氏名		男・女 歳	職 業 学校名	
	住 所		競 技 名		
請求金額					
発生日時	令和7年 月 日 () 時 分				
発生場所					
事故の状況					
<p>令和 年 月 日</p> <p>上記は事実と相違ないことを証明します。</p> <p>_____ 県 _____ 競技・種別 (_____ の部)</p> <p>監督 (コーチ) 氏名 _____ (印)</p>					

大会主会期

令和7年

8月22日(金)
~24日(日)

主催

公益財団法人日本スポーツ協会
東北各県
東北各県スポーツ協会
東北各県教育委員会
東北高等学校体育連盟
東北中学校体育連盟
東北地区競技団体
開催市町村

第52回

東北総合スポーツ大会



令和7年度 国民スポーツ大会東北ブロック大会

第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県企画部スポーツ振興課内

Tel 022-211-3178 Fax 022-211-3540

ホームページアドレス <https://www.touhokusoutai.net/>



ポスター原画作者:

宮城県宮城野高等学校 美術科 細谷 くるみ

この事業は、競輪の補助を受けて実施しています。
競輪の補助事業

KEIRIN



第5 2回東北総合スポーツ大会宮城県準備委員会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、第5 2回東北総合スポーツ大会宮城県準備委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、第5 2回東北総合スポーツ大会（以下「大会」という。）を宮城県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)大会に必要な総合企画・運営に関すること。
- (2)関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3)大会予算の編成及び執行に関すること。
- (4)その他大会の開催に必要なこと。

第2章 組 織

(組織)

第4条 本会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1)宮城県企画部スポーツ振興課の代表者
- (2)公益財団法人宮城県スポーツ協会の代表者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1 名
- (2)副 会 長 1 名
- (3)監 事 若 干 名

(役員を選任)

第6条 会長は、宮城県企画部スポーツ振興課長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。また、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、本会の目的が達成されたときまでとする。

第3章 事務局

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、宮城県企画部スポーツ振興課内に事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会計

(経費)

第10条 本会の経費は、第51回東北総合スポーツ大会秋田県実行委員会から交付される次期開催県運営費をもってこれに充てる。

第5章 解散

(解散)

第11条 本会は、その目的が達成されたとき解散する。

第6章 補則

(権利義務の承継)

第12条 本会の解散に伴い、本会の残余財産及び権利並びに義務は、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会が承継する。

(委任)

第13条 本会の会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。